

令和6年度 東京都再犯防止推進協議会実務者会議（第1～2回） 結果概要

第1回 （令和6年 10月29日 開催）	「第二次東京都再犯防止推進計画」における重点課題	住居の確保等
	講演	・ 府中刑務所における出所者の住居の確保等に係る現状と課題について 府中刑務所 ・ 更生保護対象者の住居確保に向けた居住支援法人の取組 株式会社ホッとスペース東京【東京都の指定する居住支援法人】
	協議事項	住居の確保等のための取組
第2回 （令和6年 11月28日 開催）	「第二次東京都再犯防止推進計画」における重点課題	広報・啓発活動の推進等
	講演	・ 再犯防止推進に関する広報・啓発について 東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 都民安全課
	協議事項	広報・啓発活動の推進等



府中刑務所における 出所者の住居の確保等に係る 現状と課題について

府中刑務所 分類審議室
審査・保護統括 棟近 展行



内

容

- 再犯防止としての住居の確保
- 府中刑務所の実情と住居確保の取組
- 住居の確保を含む社会復帰支援事例等

刑務所入所者、出所者の居住状況

◆刑務所に入所してきた者のうち、犯行時
住居不定である者の割合（令和4年）

- ・再入者の住居不定者・・・20.7%
- ・初入者の住居不定者・・・13.5%

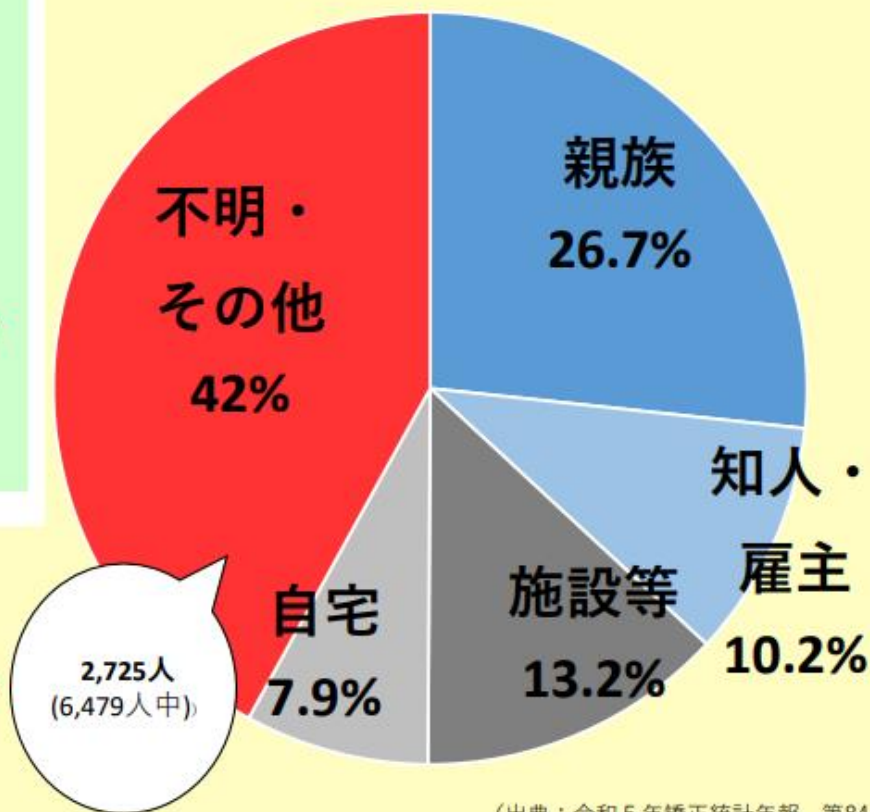
（出典：令和5年版犯罪白書
5-3-5図データの男女合算割合）

刑務所に再び入所した者の約2割が
犯罪時に住居不定の状況であった。

刑事施設満期釈放者のうち
4割以上が適当な帰住先がない
まま出所している。

◆刑事施設満期釈放者の帰住先（令和4年）

※刑の一部執行執行猶予者を含む



（出典：令和5年矯正統計年報 第84表）

刑務所出所者等に対する受け皿等の確保

■住宅セーフティネット制度

・住宅確保要配慮者

→生活困窮者，高齢者，障害者，子どもを育成する家庭のうち，
生活や住宅に配慮を要する者



国土交通省令
改正により

「**刑務所出所者等**」が新たに「住宅確保要配慮者」の類型の1つとして
含まれることになった（平成29年10月改正）。

→刑務所出所者等の出所後の住居の確保に向けて，国土交通省，厚生労働省
と緊密に連携して推進していくため，

「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を設置。



出所後の住居確保の取組

【全被収容者】

- ・仮釈放を見据えた更生保護官署と連携した生活環境調整

【福祉的支援対象者】

- ・東京都、地域生活定着支援センター等と連携した特別調整
- ・福祉専門官等による独自調整

【満期釈放予定者】

- ・収容中の更生緊急保護の申出
- ・出所時：乗車保護等による帰住予定地への引継ぎ

円滑な社会復帰のために-福祉的支援

●対象者

高齢者、疾病のある者、障がい者等

釈放後に福祉サービスへとつなげるために

- 1 多機関と連携して行う福祉的支援（特別調整）
東京都、地域生活定着支援センター等と連携し、
釈放後の福祉施設等への入所や、生活保護等の手続を支援する。
- 2 当所独自に実施する福祉的支援（独自調整）
帰住先の確保、福祉事務所等との連絡調整
福祉支援についての指導助言

その他釈放時の保護として衣服等の提供、公共交通機関乗車時の付き添い等

●専門スタッフ

福祉専門官（常勤）3名、
社会福祉士（非常勤）2名、精神保健福祉士（非常勤）1名

府中刑務所における住居確保の取組

帰住先の状況

更生保護施設

自立準備
ホーム

無料低額
宿泊所

簡易宿泊所

養護
老人ホーム

有料
老人ホーム

サービス付
高齢者向け住宅

救護施設

更生施設

医療機関

障害者入所
施設

グループ
ホーム

民間アパート

ホームレス
自立支援施設

令和6年度第1回 東京都再犯防止推進協議会実務者会議 主な意見

協議事項	主な意見
【伊藤委員/有識者】 【竹俣委員/法務省 東京保護観察所】 【都 住宅政策本部 住宅企画部】	・府中刑務所での出所において行われている、出所者の住居の確保というのは、本当に丁寧に実施されていることがよく分かった。本当にきめ細やかな感じがした。 ・受刑者の生活環境調整の帰住先の確保ということでは、保護観察所としても、全国の矯正施設の刑務所、少年院と連携しながら進めている。 再犯の数が多い者ほど帰住先が確保しづらいという状況の中で、保護司の皆様の協力をいただきながら、1人でも多くの受刑者が社会復帰できるように、居住支援を進めている。 ・住宅確保要配慮者の方々が置かれた状況というのは、多種多様であると思っているので、そうした方々の居住の安定確保を図っていくためには、関係機関等との協力や情報共有が、非常に重要なものだと考えている。 引き続き、国も含め、居住支援法人や、その他の関係団体、機関と連携していきたいと思っているので、協力をお願いします。

更生保護対象者の住居確保に向けた居住支援法人の取組

株式会社ホッとスペース東京



～すべての人に良質な住宅を～

会社概要

会社名	株式会社ホッとスペース東京
設立	2016年12月28日
代表者	貝賀 裕考
資本金	7,000,000 円
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-28-10-701
連絡先	(TEL) 03-4405-9863
売上高	令和5年度 5,624万円
メンバー	社員2名 業務委託/アルバイト3名
事業内容	住居確保困難者へ向けた不動産賃貸運営 失業をした方/形与者/ネットカフェ難民/ シングルマザー/高齢者などが対象
ミッション	生活に困っても、安定した住居を提供することで、どんな人でも意思さえあれば社会復帰できる、進化するセーフティーネットであり続ける

提供できる価値

安定した住居と生活環境。家具等一式を揃え、初期費用を限りなく抑える・または分割で対応すること、与信の部分もクリアできるような施策を組むことで、通常の不動産会社では取り合ってくれなかった方でも住居提供が可能です。

当社の取り組み

創業当初からCSR活動（炊き出し）を行うことや、東京都千葉県で居住支援法人という認可を受け、住居確保困難者層への住居提供に向けて協力して取り組んでおります。不動産に福祉の部分を取り入れた社会的ベンチャー企業を目指しております。

創業経緯

とあるNPO団体が運営する生活困窮者への施設を見たことがきっかけです。当時は「脱法ハウス」と呼ばれる宿舎が乱立をしており、住居に困った身寄りのない相談者はこの脱法ハウスでの生活を余儀なくされておりました。1畳程度でカーテンで仕切られただけの部屋に年齢問わず隙間なく埋まった部屋に集団生活をします。門限もあり、福祉制度を受けても残るお金が少なく、社会復帰が著しく困難となる状況に、不動産・福祉の側面で歪みを感じ、良質な住居を提供することで社会復帰がスムーズになるような取り組みができるではないと思ったことが創業のきっかけとなります。

物件イメージ



23区外/東京近郊
アパートマンション

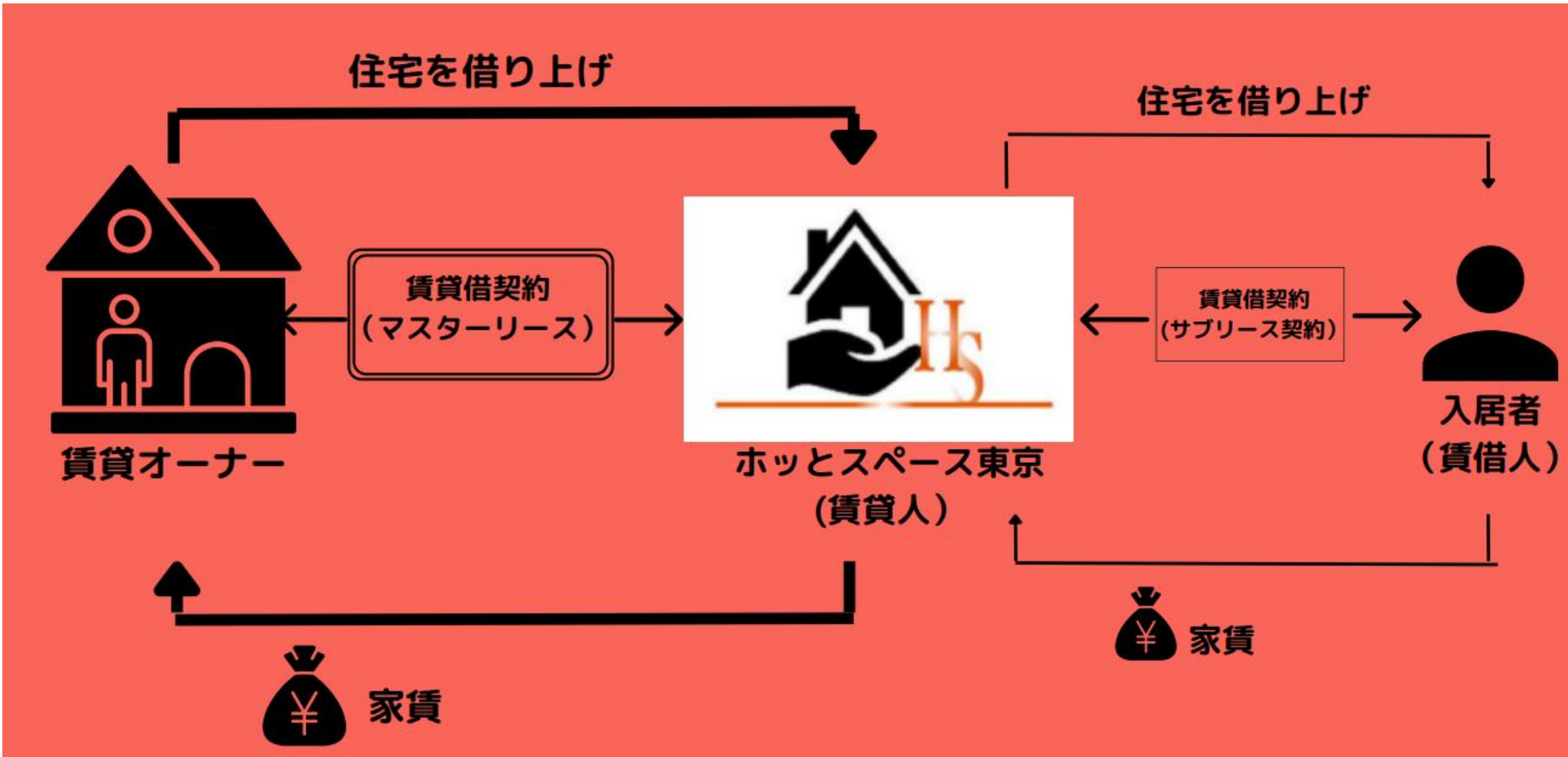


23区内シェアハウス中心

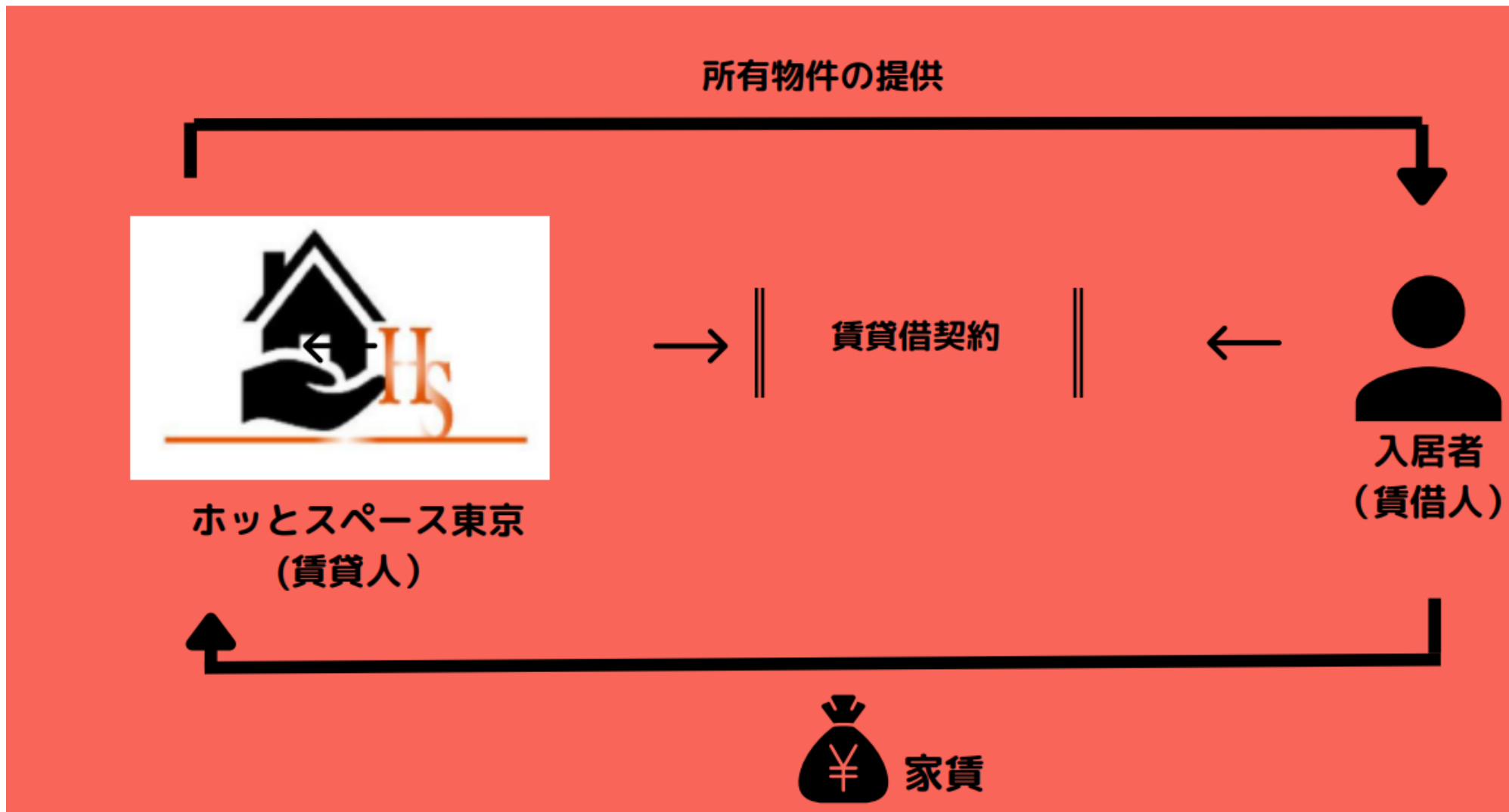
手出し0円に入れる住居を用意。家電や布団、消耗品等も用意。賃料を分割して入居可能。賃料の支払いが難しい方は福祉制度の申請もサポート

保証人がいない・審査が通らない・携帯銀行口座身分証がない そのような方でも入居を進めることが可能です。

収益モデル サブリース



収益モデル 購入

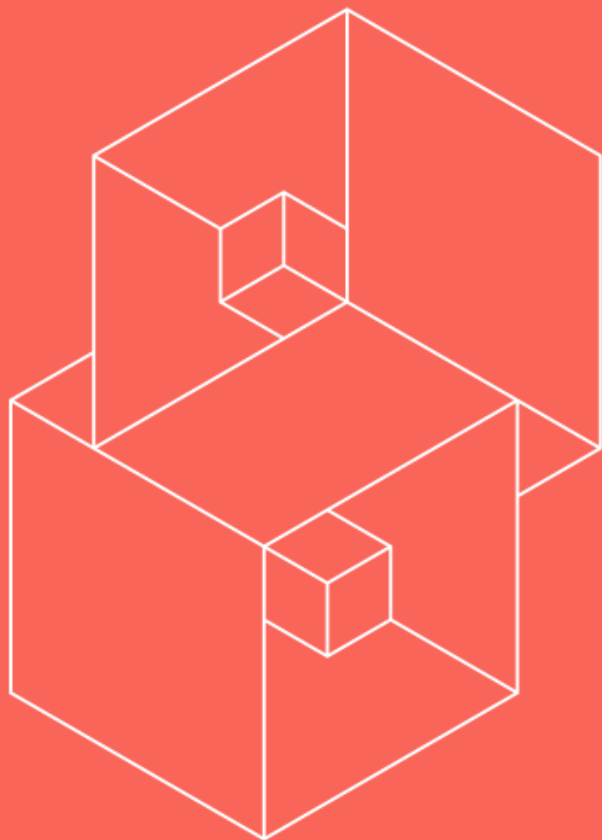


そのほか収益モデル



- ・ 物件管理業務（客付▶運用▶管理まで）
＜オーナー(大家)の依頼があった物件＞
- ・ 賃貸仲介（緊急連絡先は弊社/見守り支援も込）
- ・ グループホーム紹介
- ・ 居住支援法人補助金（見守り支援の強化）
- ・ 行政受託事業

ホッとスペース東京の住居提供のポイント



01

賃貸借に係るあらゆる初期費用を0に、審査基準を独自化することで、既存の不動産賃貸市場ではじかれてしまっていた入居候補者に住宅の提供が可能。

02

行政制度等活用前段階の方でも、事前相談しながら制度の活用を前提に入居することが可能。

03

入居後も安否確認、生活サポート、就労状況確認や緊急連絡先になることで安定した生活をサポートするとともに、生活の異変を察知し先手を打った対応が可能。

運営のポイント

<物質的価値>

- 良質な物件の提供
- オペレーション

<心理的価値>

- 合意形成をとる
コミュニケーション
- 長期的視点

セーフティーネット

=ステークホルダーとの安心感/関係性の構築
(入居者-大家-弊社-支援団体-行政)

令和6年度第1回 東京都再犯防止推進協議会実務者会議 主な意見

協議事項	主な意見
【福田委員/ 東京更生保護施設連盟】 ⇒【貝賀講師 株式会社ホッとスペース東京 代表取締役】 【伊藤委員/有識者】 ⇒【貝賀講師 株式会社ホッとスペース東京 代表取締役】	・ 更生保護施設は、共同生活が苦手な方々を、保護観察終了まで何とか在所させるように務めるところがある。共同生活においてトラブルがあった場合はどう対応するのか。 ⇒シェアハウスにする際は同意を取り、攻撃性が高いと思う方は、なるべくシェアハウスにしない。 入居後、家賃滞納等が起こった場合は、すぐ保証会社を発動させるのではなく、なるべくコミュニケーションで解決できるように、動く。 ・ 福祉的な視点が非常に強く入っていて、ビジネスモデルとしても、うまく運営できているというのがポイントだ。 今後、力を入れて、改善していきたい点について聞きたい。 ⇒物件数が少ないので、増やしていきたい。 引きこもり状態になってしまっている方が、就労までとはいかないが、外に出て取り組めるような施策ができたかなと思っている。 刑務所から出所してきた方の賃貸仲介は、成立率が悪い。そこを強化していきたい。

再犯防止推進に関する 広報・啓発について

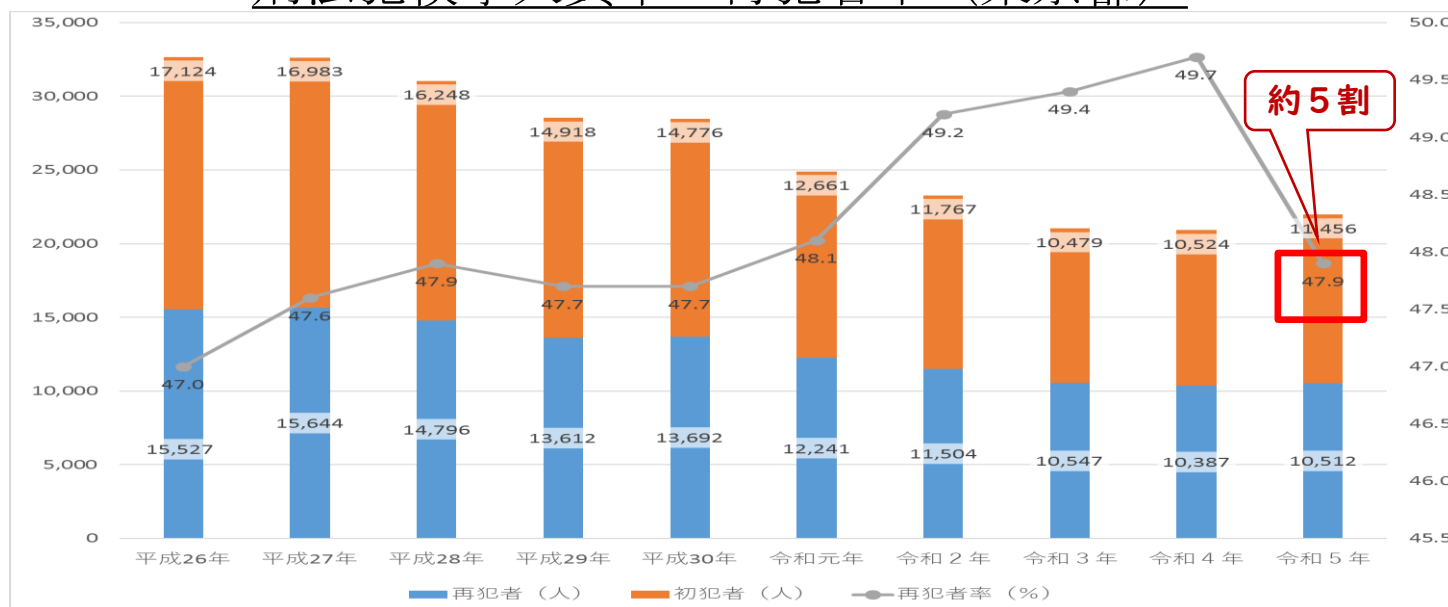
- 1 現状と課題
- 2 第二次東京都再犯防止推進計画における位置付け
- 3 東京都内の再犯防止に関する意識
- 4 再犯防止推進に関する広報・啓発の必要性
- 5 啓発内容の検討
- 6 広報・啓発に係る主体間連携

現状と課題

✓都内の刑法犯検挙人員は、長期的に見ると減少傾向にある一方、**都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約 5 割であり、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められている。**

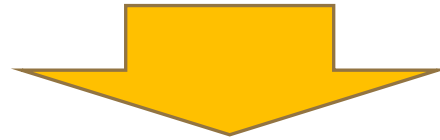
（令和 5 年。法務省提供資料。）

刑法犯検挙人員中の再犯者率（東京都）

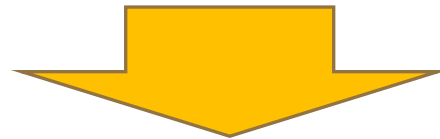


現状と課題③

- ✓ 犯罪をした者等の社会復帰のためには、
都民の理解と協力を得て、 犯罪をした者等が再び社会の構成員
となることを 社会全体で支援することが重要



- ✓ しかし、再犯防止推進という課題は、都民にとって必ずしも
身近でない。



- ✓ 再犯の防止等に関する施策は、都民の関心と理解を得にくく、
都民に十分に認知されているとは言えない。

東京都内の再犯防止に関する意識

東京都内の再犯防止に関する意識調査

【実施主体】東京都

【概要】東京都内の再犯防止に関する意識調査を実施

【趣旨】年代・性別等別に認識やニーズを把握し、

- ・啓発対象

- ・啓発内容

- ・効果的な啓発手法

の検討・展開につなげる。

【対象】都内に在住する者 1,000人

【実施時期】令和5年11月

【方法】インターネット調査

【設問数】26問

設問例：

都内の刑法犯検挙人員について、特に再犯者は、近年、
どのような傾向にあると思いますか。

東京都内の再犯防止に関する意識

<「東京都内の再犯防止に関する意識調査（令和5年実施）」より>

- ✓ 「再犯防止推進に向けた更なる取組が求められている」と「思う」都民と「どちらかといえば思う」都民の合計は、約6割に留まっている。 年代別の合計では、20代が約44%と突出して低く、再犯防止推進の必要性が認識されているとは言い難い。
- ✓ 「犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力したい」と「思う」都民と「どちらかといえば思う」都民の合計は、約35%であり、自身が再犯防止の推進に関わることを受容している都民は少数に留まっている。

啓発内容の検討

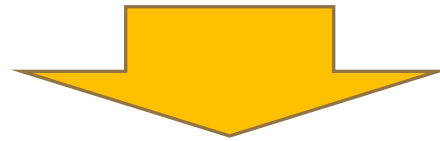
再犯防止推進に関する広報・啓発

- ✓ 対象：全都民
- ✓ 目的：
 - ・ 再犯防止推進の意義を明確に伝える。
 - ・ 再犯防止推進に対する理解・協力を訴求する。
- ✓ 内容：啓発内容にどんなメッセージを盛り込むべきか？

啓発物の内容検討

○ 啓発物に盛り込むメッセージ（案）①

- ✓ 犯罪被害者及びその家族又は遺族の心情に寄り添った内容の啓発物とすることは必要不可欠

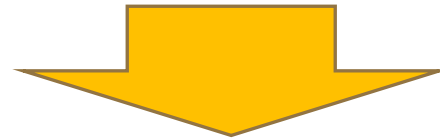


- ✓ **犯罪をした者等が、犯した罪と向き合い、犯罪被害者及びその家族又は遺族に対し心から謝罪し、更生に向けて努力を続けていることが前提**

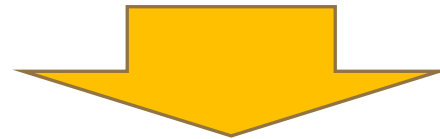
啓発内容の検討

○ 啓発物に盛り込むメッセージ（案）②

- ✓ 犯罪をした者等の親族以外の第三者（都民）に対して、こうした犯罪をした者等への理解・支援を促す。



- ✓ こうした理解・支援が、犯罪をした者等の社会復帰、立ち直りを促す可能性がある。



- ✓ 犯罪の無い、安心・安全な日々の暮らしにつながる。犯罪をした者等と社会全体の双方に有益

協議事項	主な意見
【箕浦首席保護観察官/ 法務省 東京保護観察所】 【伊藤委員/有識者】 【屋宮委員/弁護士】 【松日樂主査/八王子市】	・再犯防止に関する各施策を実施することと、その施策をなぜ推進する必要があるかということを、丁寧に説明していくことが重要、その観点からも広報・啓発活動は必要 ・再犯防止に関する各施策を実施するにあたって、その施策が治安の向上にどのように貢献しているかということを、客観的なデータで分かりやすく示していくことが肝要。 ・被害者のことをできるだけ盛り込んだ啓発物ができるといい。加害者の更生、再犯防止と被害者支援というのはつながる。一体化したもので、表裏一体。 ・なぜ犯罪をしてしまったか、どう立ち直ったのかというようなストーリー的なものを伝えていくということは大切。全くのリアルなストーリーでなくても、場合によってはいい。 ・市民に再犯防止の取組を知ってもらうことが重要だが、なかなかそこにコストをかけられないというところもある。なので、再犯防止という取組み自体が、市独自だけでなく、ほかの自治体と連携しながら、面で行っていく必要がある。